

治山事業における森林整備工事並びに森林調査業務の最低制限価格について (令和6年6月1日以降入札公告実施分)

役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札において、「大分類：森林整備等」に属する「小分類：森林整備」、「小分類：森林調査（I）」のうち、治山事業として発注する森林整備工事並びに森林調査業務の予定価格については、建設工事同様の積算要領・基準に基づき算出しており、最低制限価格の設定が可能であるため、適正価格の契約による品質確保を目的に、一部の森林調査業務を除き、次の通り最低制限価格を設定しています。

なお、最低制限価格については事後公表とし、結果案件画面にて公表しています。

【最低制限価格を設定するもの】

◇全ての森林整備工事

◇森林調査業務のうち、予定価格が1,000万円未満のもの

【最低制限価格の算出】

1. 基準額及びランダム係数

最低制限価格の算出の基礎となる価格（税込み）

基準額は以下の算定式に基づき算出します。ただし、森林整備工事においては、算出した価格が予定価格の100分の75に満たない場合は100分の75となり、森林調査業務においては、予定価格の10分の9を超える場合は10分の9とし、予定価格の10分の7に満たない場合は10分の7となります。

◇森林整備工事

基準額 = [(直接工事費×100%) + (共通仮設費×90%) + (現場管理費×90%) + (一般管理費×68%)] × 1.10

ランダム係数・・・0.9850～1.0150の範囲で、0.0001刻みの無作為な数値

◇森林調査業務

基準額 = [(直接測量費×100%) + (諸経費×50%)] × 1.10

ランダム係数・・・0.9700～1.0300の範囲で、0.0001刻みの無作為な数値

2. 最低制限価格

基準額にランダム係数を乗じて得た金額を最低制限価格（税込み）とします。

ただし、森林整備工事において、基準額に係数を乗じた価格が予定価格の100分の75に満たない場合にあっては100分の75とし、森林調査業務において、基準額に係数を乗じた価格が予定金額の10分の7に満たない場合にあっては10分の7とします。